

第3次北杜市地域福祉計画



平成29年3月
北杜市

はじめに

現代社会では、急速な少子高齢化や核家族化の進展、一人暮らしの高齢者の増加、また、子供や高齢者への虐待や生活困窮といった問題を抱える家庭が増加する一方で、社会環境が急速に進展する中、ライフスタイルや個人の価値観の多様化により地域のつながりや、住民同士の結びつきが弱まっています。



本市においても、少子化による人口減少が進んでおり、平成28年度には高齢化率は36%を超え、人口減少を抑制し地域活力を維持することが重要な課題となっています。

こうした中で、住みなれた地域でみんなが安心して暮らせるよう、平成19年3月に「北杜市地域福祉計画」を策定し、平成28年度に第2次計画が終了することから、このたび「第3次北杜市地域福祉計画」を策定しました。

この計画は、第1次計画・第2次計画における取組の成果を検証し、近年の社会環境の変化や新たな課題に対応するため平成29年度から平成33年度までの5年間を計画期間としたものです。

第3次計画におきましては、計画基本理念である「誰もが安心して暮らせる住民参加と支え合いの福祉のまちづくり」を目指して、これまでの取組のさらなる充実を図るとともに、市民一人ひとりが輝ける「愛でつながる北杜市」を築くため、地域福祉の一層の推進を図ってまいります。

本計画の推進に当たりましては、市民の皆様、地域で活動されている関係機関・団体の皆様と連携し、協働により実施していくことが重要であると考えておりますので、皆様の御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定に当たりまして、貴重な御意見、御提案をいただきました地域福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート・ヒアリングに御協力いただきました市民・福祉関係団体の皆様に深く感謝申し上げます。

平成29年3月

北杜市長 渡辺英子

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1. 地域福祉とは	1
2. 計画策定の背景	2
3. 計画の位置づけと役割	3
4. 計画の期間	3
5. 地域福祉を進める重要な視点	4
6. 計画の評価・検証について	7
第2章 本市の地域福祉を取り巻く状況	8
1. 統計データ等から見る地域福祉の状況	8
2. 調査結果から見る地域福祉の状況	16
3. 地域福祉計画で取り組むべきこと	26
第3章 計画のめざす方向	28
1. 基本理念	28
2. 基本目標	29
3. 施策の体系	30
第4章 施策の展開	31
1. つながる・ほくと（助け合い・交流が活発なまち）	31
2. かつやく・ほくと（健康で元気に活躍できるまち）	39
3. あんしん・ほくと（誰もが安心して生活できるまち）	45
資料編	54

第1章 計画策定の趣旨

1. 地域福祉とは

地域福祉とは、「住みなれた地域でみんなが安心して暮らせるよう、市民が主役で進める取組」のことをいいます。

「福祉」は、高齢者福祉や障がい者福祉、児童福祉など特定の分野の人のためだけのものではなく、地域で何らかの手助けを必要としている人を支え合う、誰もが関わる身近な取組です。

地域福祉の中には、日常生活での見守りや簡単な手助けなど、行政サービスだけでは手が届きにくい支援を、地域でお互いに行っていくことが含まれます。

そのため、地域の人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする関係や仕組みを作っていくことが重要となります。



2. 計画策定の背景

近年、人口減少や少子高齢化の進行、核家族化等による家族機能の低下、地域社会のつながりの希薄化などにより、地域における福祉ニーズが増大しています。

また、生活困窮やひきこもりなど見えづらい問題を抱えた世帯の増加、犯罪の巧妙化、災害時に自力で避難することが困難な人の手助けなど、公的な福祉サービスだけでなく、地域における相互支援の役割が必要な課題も増加しており、市民の主体的な活動が一層求められる時代になってきています。

このような社会状況を背景に、市民一人ひとりの“幸せな暮らし”を支えていけるよう、新たな協働づくりや地域ケア体制を構築するため、市民、地域の団体・機関、行政等の地域全体がネットワークをつくり、「地域ぐるみの福祉」を進めることが求められています。

第3次地域福祉計画の策定においては、平成23年度に策定した第2次地域福祉計画の取組を評価した上で、新たな福祉問題への対応や総合計画との整合性を図り、見直しを実施しました。

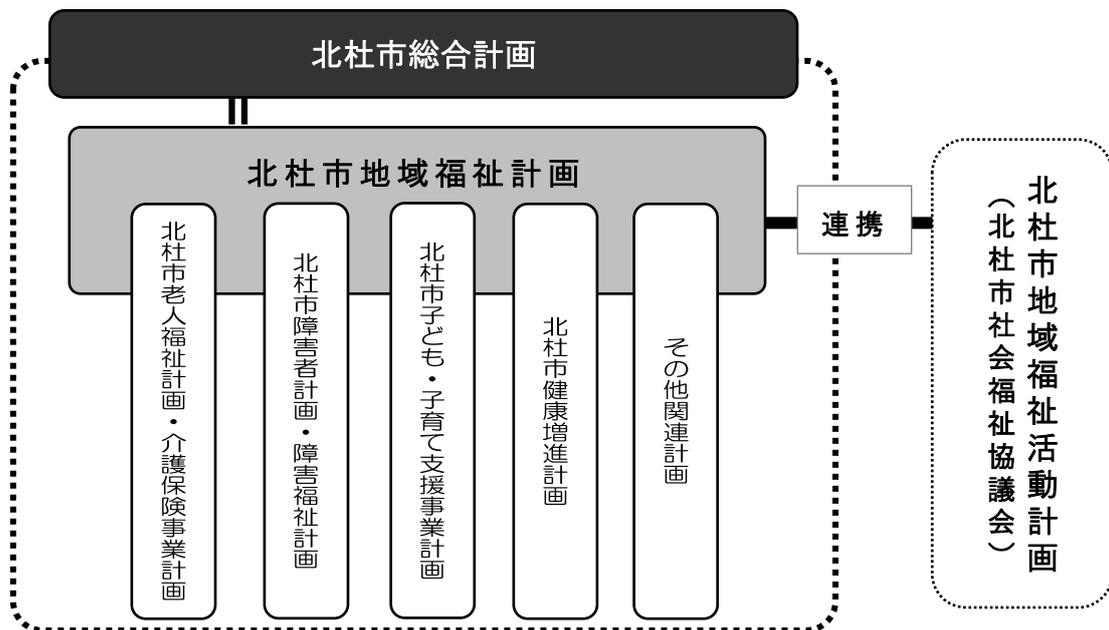


3. 計画の位置づけと役割

北杜市地域福祉計画は社会福祉法第107条に規定された市町村地域福祉計画として位置づけています。

上位計画である北杜市総合計画の基本構想に即した分野別計画であり、各保健福祉分野の計画における福祉課題を横断的に取り組むため、関連する計画と整合を図ります。

また、北杜市社会福祉協議会が策定した北杜市地域福祉活動計画と連携して地域福祉を推進していきます。



4. 計画の期間

計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とし、社会情勢の変化等により必要に応じて見直していきます。

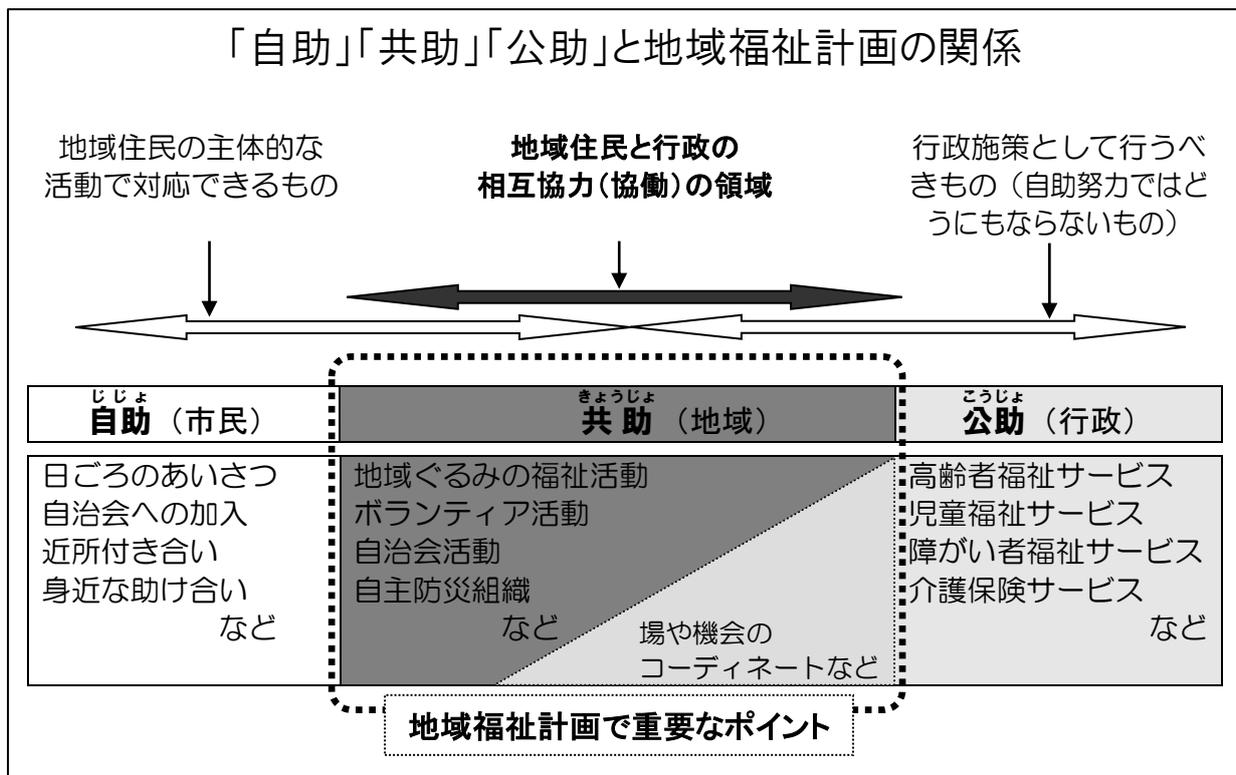
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
北杜市総合計画	第2次北杜市総合計画(前期計画)				
北杜市地域福祉計画	第3次北杜市地域福祉計画				
北杜市地域福祉活動計画	第2次北杜市 地域福祉活動計画		第3次北杜市地域福祉活動計画		

5. 地域福祉を進める重要な視点

(1) 「自助」「共助」「公助」の考え方

地域福祉を進めるうえで、市民、地域の団体・機関、行政等が、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせた関係をつくることが重要です。

市民のボランティアパワーと、関係団体の活動、公的サービスとの連携のもとで、「自助」「共助」「公助」を重層的に組み合わせて取り組む視点が重要となります。



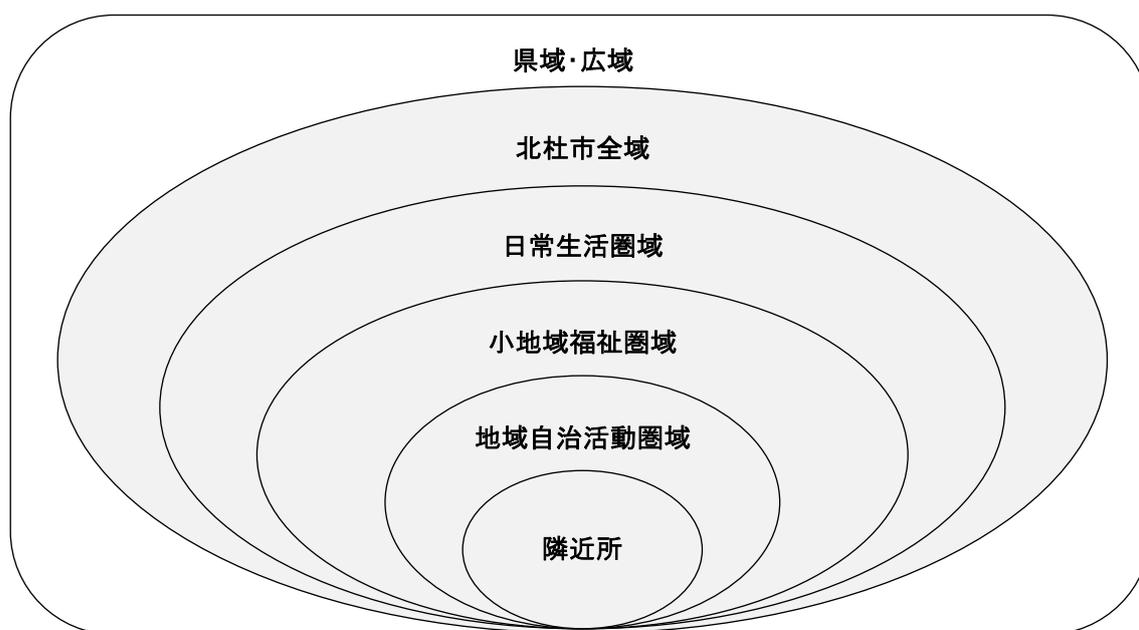
(2) 圏域の設定

「地域」は、日常的な近所付き合いの小さな範囲から、専門的な支援を行う際の市全体の広い範囲と、さまざまなレベルでの圏域が重層的に存在しています。

地域福祉を進めていくためには、これらの圏域を踏まえた上で、それぞれの圏域において適切な活動を行う必要があります。

圏域	取組内容
県域・広域	広域的な調整を含め、県や他自治体との連携、総合的な支援や相談等を展開する範囲
北杜市全域	市全体を捉えて総合的に施策を展開する範囲
日常生活圏域 (北杜市老人福祉計画・介護保険事業計画による2圏域※)	小規模な介護サービスや地域密着型のサービスが受けられる範囲
小地域福祉圏域 (旧町村8圏域)	地域福祉活動に関する連携を行う範囲
地域自治活動圏域 (地区・組・班など)	行事や地域交流、防災防犯の活動を行う範囲
隣近所	あいさつや見守り、声かけなど日ごろの近所付き合いを行う最も身近な範囲

※北杜市老人福祉計画・介護保険事業計画による2圏域…ハケ岳南麓地区（高根町・長坂町・大泉町・小淵沢町）
塩川・釜無川地区（明野町・須玉町・白州町・武川町）



(3) 協働による計画の推進

地域福祉の主役は、地域で生活している市民全員です。住みなれた地域でみんなが安心して暮らしていくためには、行政だけの取組では不十分であり、市民との協働が不可欠となります。

また、それぞれの地域に応じた多様な福祉ニーズに対応するためには、その地域で活動する自治会や民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO法人、福祉事業者等の取組も重要となります。

本計画の推進にあたっては、地域福祉を担うそれぞれの主体が、相互に連携を図り、役割を果たしながら計画を進めていくことが大切です。

主 体	期待される役割
市 民	「地域福祉の主役」 地域福祉の担い手の主役として自覚を持ち、日ごろから助け合いや支え合いの活動を行う。
地 域	「地域福祉活動の実践者」 地区・組・班等の行政区や、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO法人等において、地域全体での福祉活動を積極的に展開する。
福祉事業者	「専門的な福祉サービスの提供」 専門機能を生かしつつ、地域団体等と連携した福祉サービスを提供する。また、福祉従事者等の関係者は、専門職としての視点で地域に意識を向ける。
社会福祉協議会	「地域福祉のコーディネート」 地域団体の連携をコーディネートし、地域福祉活動を推進する。
行 政	「地域福祉の基盤づくり」 地域福祉活動が展開しやすい仕組みや基盤づくりを行う。

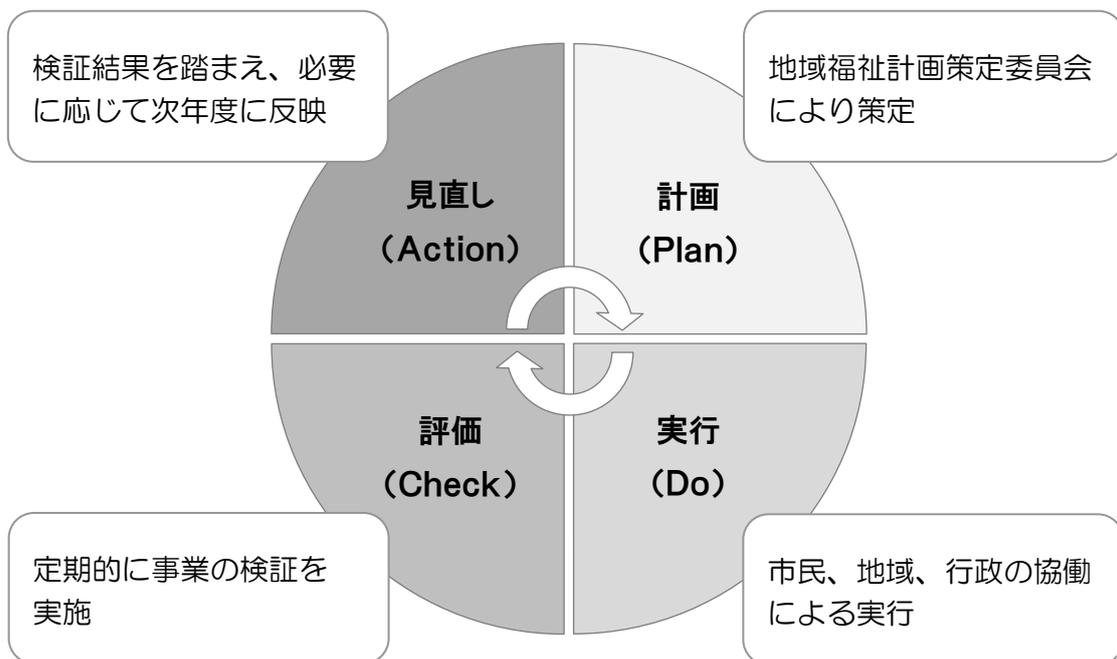
6. 計画の評価・検証について

計画の評価・検証については、PDCAサイクルに基づいて実施します。

PDCAサイクルとは、計画(Plan)をたて、それを実行(Do)し、実行の結果を評価(Check)して、さらに計画の見直し(Action)を行うという一連の流れをシステムとして進めていく方法です。

本計画では、地域福祉計画策定委員会により計画を策定し、その計画に基づき、市民、地域の団体・機関、行政等が協働して地域福祉の推進に向けた様々な活動を実行していきます。

これらの結果について、定期的に庁内で事業を検証し、市民、地域、団体等の意見を踏まえて、必要に応じて施策の見直しを実施します。なお、見直しした施策の内容については、評価と併せてホームページ等を活用して市民に広く公開していきます。



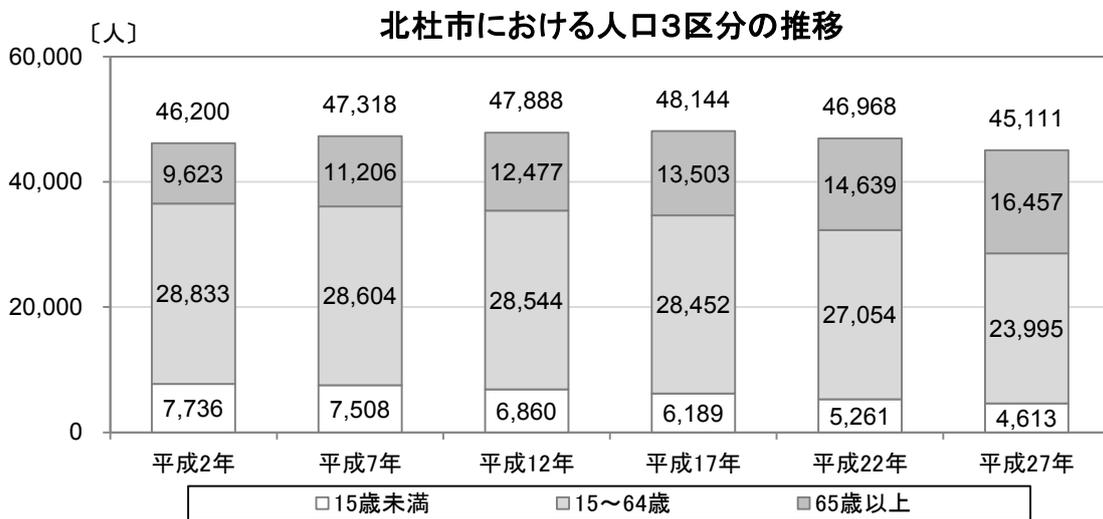
第2章 本市の地域福祉を取り巻く状況

1. 統計データ等から見る地域福祉の状況

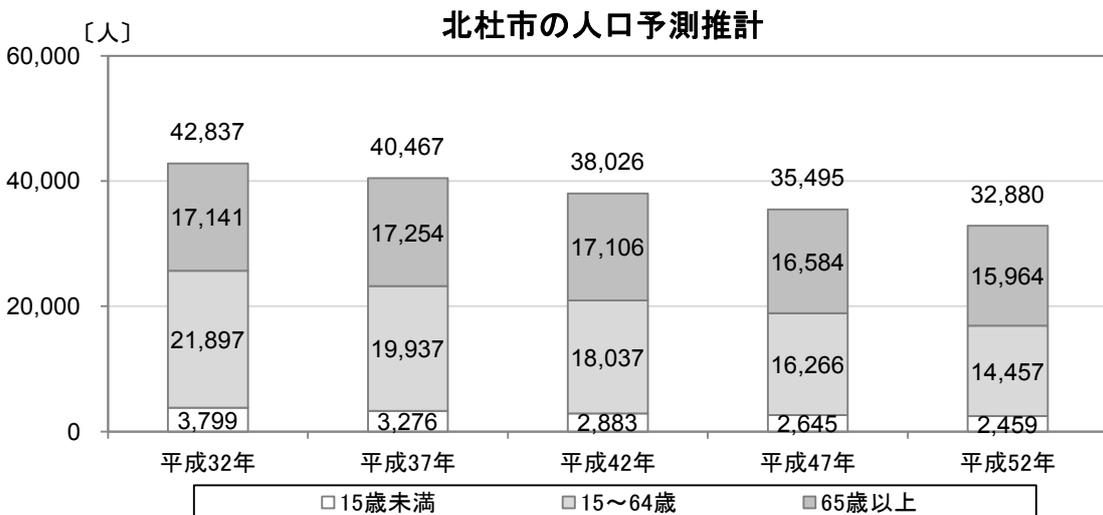
(1) 人口

北杜市の人口は約4.5万人（平成27年）となっており、全国的な傾向と同様に人口減少が進んでいます。また、年齢構成を見ると、15歳未満、15～64歳の人口が減少傾向にある一方、65歳以上の人口は増加傾向にあります。

将来の人口推計によると、今後も人口は減り続けていくことが予想されるため、人口減少に対応できる地域づくりを検討していく必要があります。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）※総数は年齢不詳を含む



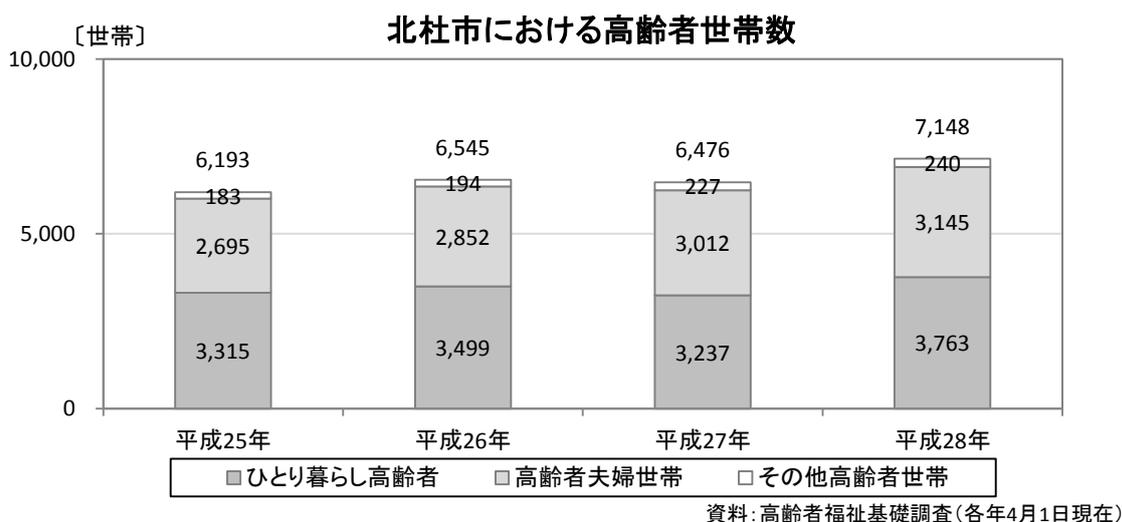
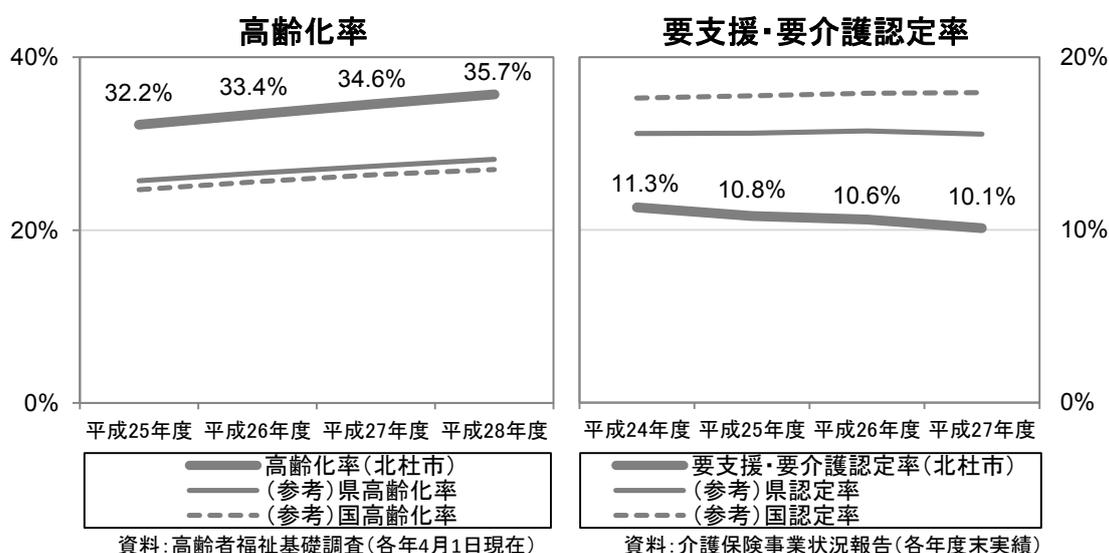
資料：国立社会保障・人口問題研究所（平成25年3月推計）

(2) 高齢者

北杜市における65歳以上の人口割合（高齢化率）は35.7%（平成28年度）となっており、今後も地域の高齢化が進展していくことが予想されます。

また、高齢者世帯数が増加傾向にあるため、今後は地域での見守りや助け合いの取組がより一層重要になってきます。

一方で、北杜市の要支援・要介護認定率は10.1%（平成27年度）と国や県の認定率よりも低位で推移しており、本市は元気な高齢者が多いことが特徴となっています。

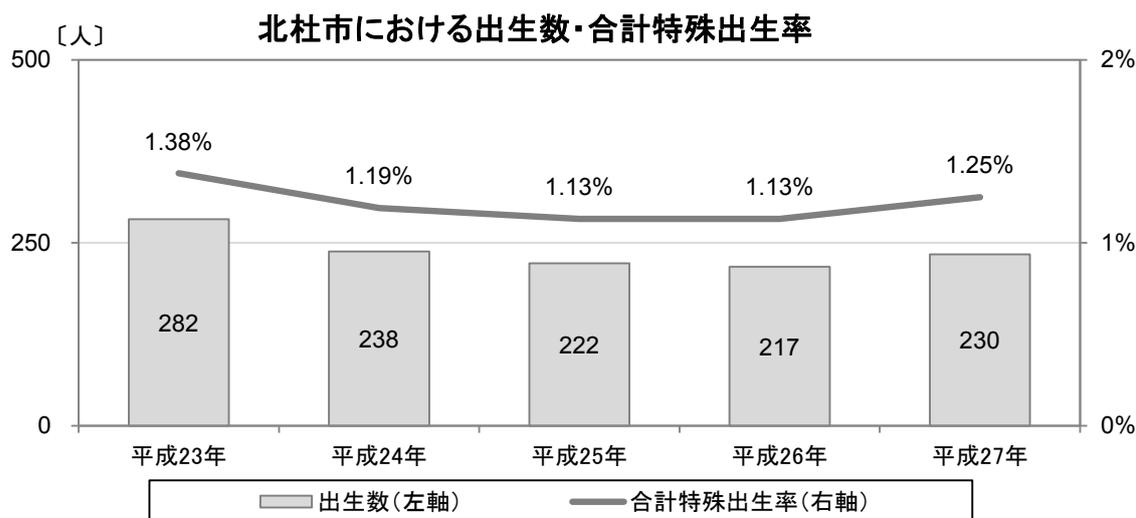


(3) 児童

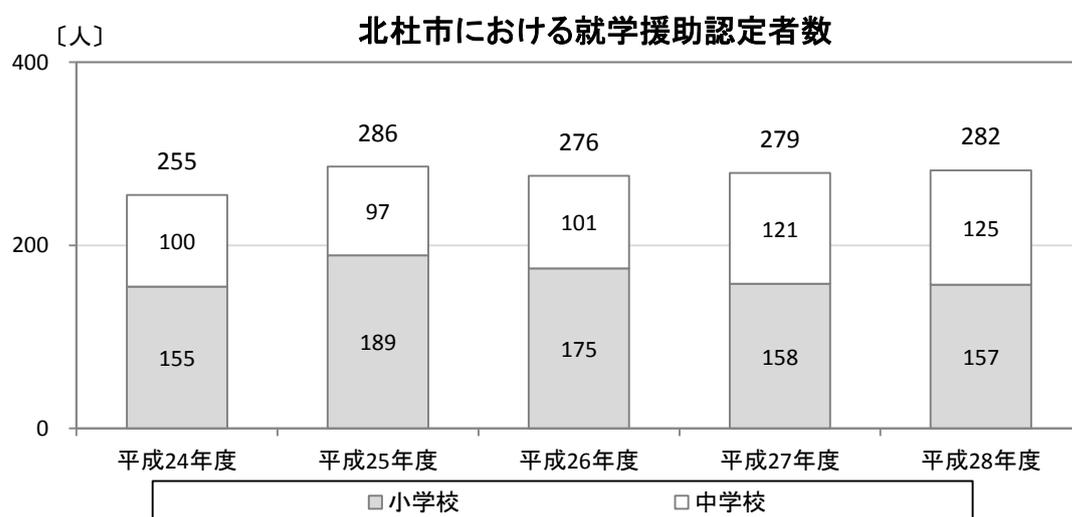
北杜市の出生数は230人（平成27年）となっており、近年は減少傾向であったものの、直近では出生数及び合計特殊出生率とも上昇しています。

また、北杜市の就学援助認定者数は282人（平成28年度）となっています。

子育て世代が子どもを産み育てやすい地域にするため、子育て世代の支援、児童福祉の充実、親世代の孤立防止等に地域全体で取り組んでいく必要があります。



資料：山梨県人口動態統計（平成27年合計特殊出生率は北杜市母子保健統計速報値）



資料：北杜市（各年度末実績・平成28年度は11月25日実績）

(4) 障がい者

北杜市における身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所有者数は2,563人（平成27年度）となっています。

近年、障がい者の自立と社会参加を推進するため、障害者総合支援法の施行など国の制度が改正されており、障がい者福祉における地域の役割がより重要になってきています。障がい者が地域の中で生きがいを持って社会参加できるよう、一人ひとりのニーズに応じた多様な支援が必要とされています。

北杜市における身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所有者数

(単位：人)	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
身体障害者手帳	2,100	2,103	1,984	1,939	1,879
療育手帳	290	293	324	328	335
精神障害者保健福祉手帳	284	296	316	322	349
合計	2,674	2,692	2,624	2,589	2,563

資料：北杜市(各年度末実績)

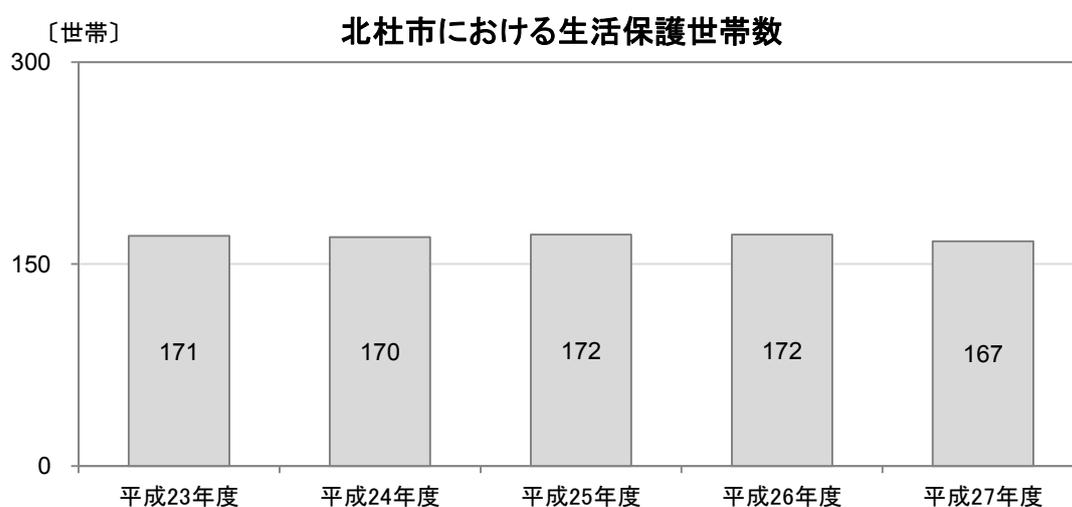
◆障害者総合支援法（平成25年4月・平成26年4月施行）

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律。地域社会における障がい者との共生の実現に向けた保健福祉施策であり、重度訪問介護や地域移行支援の対象が拡大されました。

(5) 生活困窮・貧困

北杜市における生活保護を受給している世帯数は167世帯（平成27年度）となっています。また、生活保護受給者以外の生活困窮者に対する支援の強化にも取り組むことが求められています。

生活困窮や貧困は外から見えずらく、複合的な問題を抱えるケースも多いため、地域と行政が連携して一体的に支える取組が必要です。また、子どもの貧困が全国的に問題となっており、家庭ごとの事情に合わせた柔軟な対応と自立支援の取組が求められています。



資料：北杜市（各年度末実績）

◆生活困窮者自立支援法（平成27年4月施行）

生活保護受給者以外の生活困窮者に対する支援を強化するものであり、生活困窮者の個人の状態に即した支援計画を作成し、自立相談支援や住居確保給付金の支給、就労準備支援など、必要な支援につないでいきます。総合的な支援を実施するため、地域住民、民生委員・児童委員、福祉団体、社会福祉協議会等が連携して協働する仕組みづくりが求められています。

◆子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成26年1月施行）

貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的としており、生活支援、経済的支援等を総合的に実施していく必要があります。

(6) 行政区加入率

北杜市全体の行政区加入率は72%（平成28年度）となっており、地域ごとの行政区加入率に差が生じています。また、行政区加入率に差が生じていますが、行政区へ加入していなくても地域行事への参加を受け入れるなど、地域内のつながりを広げる傾向がみられます。

北杜市における行政区加入率の推移

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	加入世帯	加入率	加入世帯	加入率	加入世帯	加入率	加入世帯	加入率
明野町	1,350	69%	1,344	68%	1,311	66%	1,305	66%
須玉町	2,358	87%	2,352	88%	2,353	87%	2,368	88%
高根町	3,420	86%	3,442	86%	3,445	85%	3,449	84%
長坂町	2,810	69%	2,895	70%	2,911	69%	2,931	70%
大泉町	1,116	49%	1,116	48%	1,116	48%	1,114	47%
小淵沢町	1,747	68%	1,784	69%	1,830	70%	1,856	70%
白州町	1,117	64%	1,114	64%	1,077	62%	1,068	62%
武川町	934	72%	931	72%	937	72%	933	73%
全 体	14,852	72%	14,978	72%	14,980	72%	15,024	72%

資料:北杜市(各年度4月1日現在)

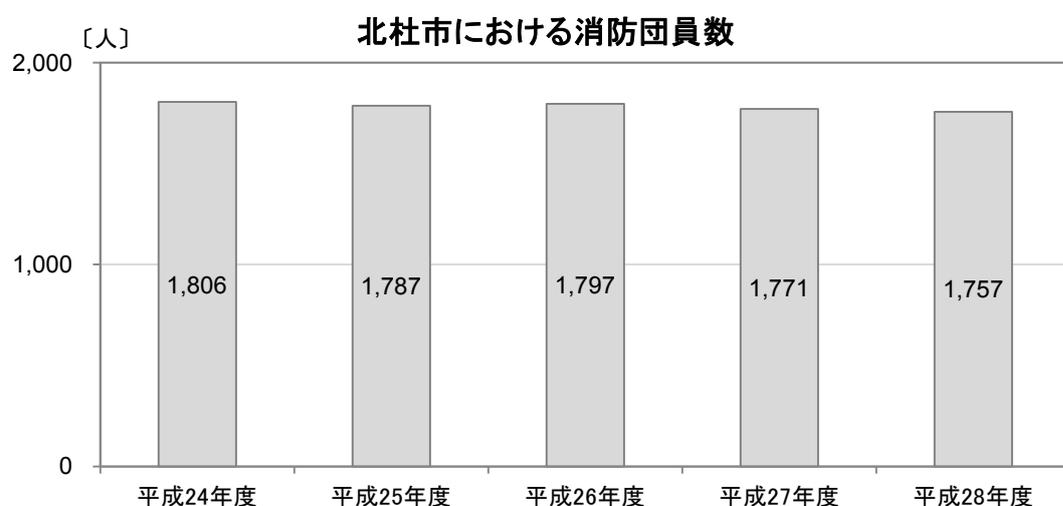


(7) 消防・防災活動

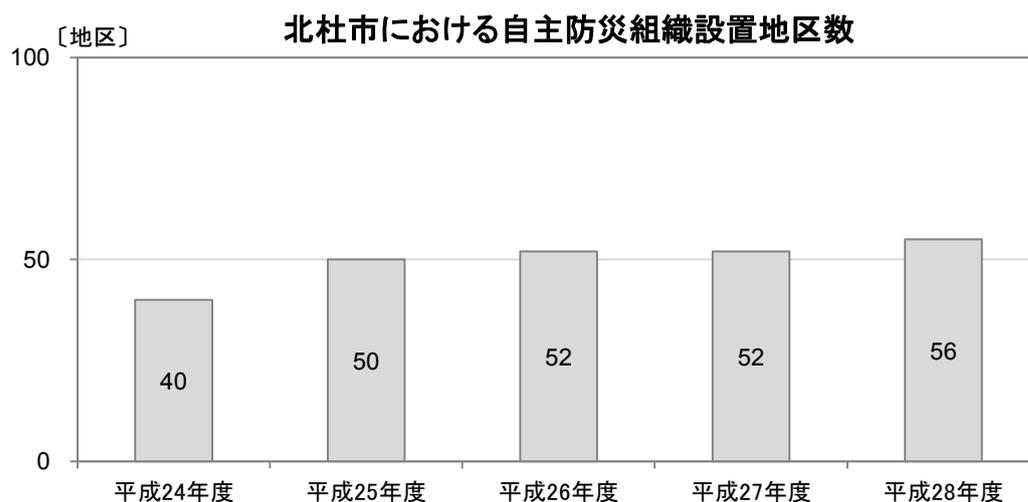
北杜市の消防団員数は1,757人（平成28年度）となっています。人口減少等により規則定数を割り込んでいるため、消防団員の確保に努めるとともに、消防団員を中心として日ごろから地域の防災機能を高めていく取組が必要です。

北杜市の自主防災組織^{*}を設置している地区は56地区（平成28年度）と増加傾向にあります。

^{*}自主防災組織とは、自分たちが住む地域において、災害による被害を予防し、軽減するために、自覚と連帯感に基づき、自主的、自発的に活動する防災組織です。



資料：北杜市（各年度4月1日現在）

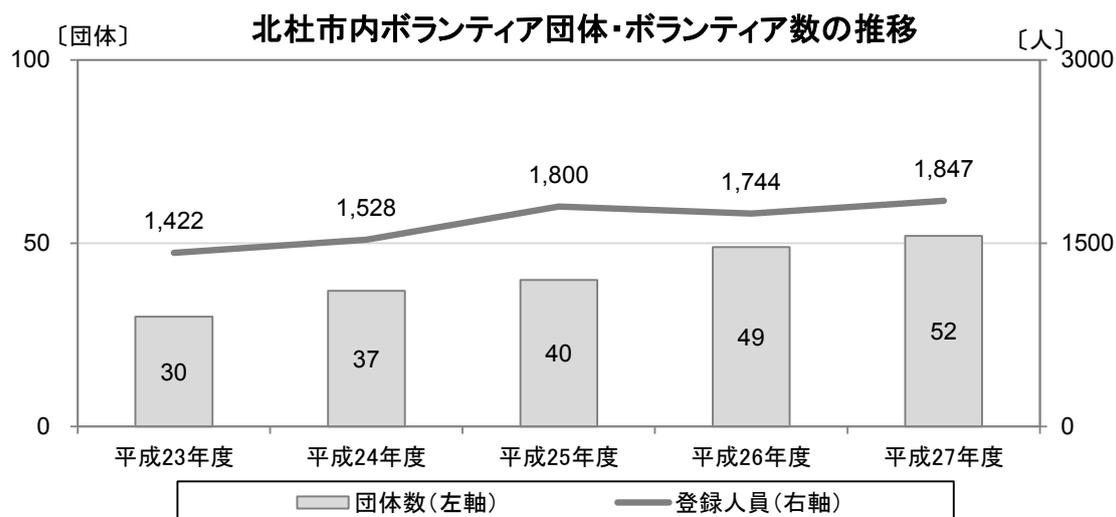


資料：北杜市（各年度末実績・平成28年度は平成29年3月1日現在）

(8) ボランティア活動

北杜市社会福祉協議会で把握している北杜市内のボランティア団体数は52団体（平成27年度）となっており、増加傾向にあります。また、ボランティアの登録人員数は1,847人（平成27年度）となっています。

今後もボランティア活動や団体の活動を活性化させていくとともに、地域の人が気軽に集まれる「集いの場」の取組を広げていくことが望まれます。



資料: 北杜市社会福祉協議会(各年度末実績)

◆介護保険法改正（平成27年4月改正）

地域包括ケアシステム構築の一環として、新しい介護予防・日常生活支援総合事業が実施されることになりました。生活支援や介護予防サービスを介護事業者が提供するだけでなく、住民、ボランティア、NPO法人、民間企業などが主体となり、地域の実情に応じた「集いの場」などの多様なサービスを提供することが必要となっています。

2. 調査結果から見る地域福祉の状況

(1) 調査の概要

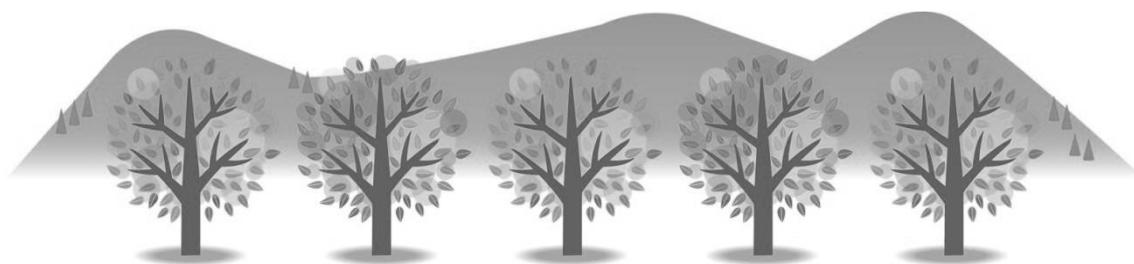
計画策定の基礎資料とするため、市民アンケート調査及び団体ヒアリング調査を以下のとおり実施しました。

市民アンケート調査

区分	概要
調査対象者	市内在住の18歳以上の市民（無作為抽出）
配布数	2,000人
有効回答数（率）	776票（38.8%）
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	平成28年7月29日～8月13日

団体ヒアリング調査

区分	概要
調査対象者	市内の福祉団体及びボランティア団体
団体数	8団体
調査方法	調査票による記入方式 後日、調査票に基づきヒアリングを実施
調査期間	平成28年8月26日・30日



(2) 市民アンケート調査の結果概要

1. 近所づきあい・地域活動について

- 近所づきあいについて、7割弱(67.7%)の方が近所と親しくしていることがうかがえます。
- 近所づきあいをあまりしない理由について、「近所の方と会う機会がない」(59.8%)、「仕事などで時間が合わない」(44.4%)が上位となっています。
- 地域内のつながりを強くするための取り組みについて、「地域で行っている行事などの情報周知の強化」(39.3%)、「地域の人が気軽に集まれる拠点の整備」(37.0%)、「地域の活動をひっぱってくれるリーダーの育成」、「地域の活動を担う人材育成の強化」(いずれも30.5%)が上位となっています。
- 地域での役割について、約半数(49.1%)の方が何らかの役割を担っています。
- 行政区または自治会に加入しない理由について、「行政区等の活動に関する情報や案内がない」(33.1%)、「仕事や家事などが忙しい」(23.5%)、「知り合いが少ない(いない)」(19.3%)が上位となっています。
- 民生委員・児童委員について、約5割(50.1%)の方が活動内容まで知っていると回答しています。また、民生委員・児童委員に充実させてほしい取り組みについて、「地域住民の見守り」(48.8%)、「福祉に関する情報の提供」(42.1%)、「福祉サービス利用にあたっての調整や支援」(39.6%)が上位となっています。

アンケートから見える課題

- 近所で気軽に交流できる機会をつくる必要があります。
- 行事の周知や利用しやすい身近な拠点づくり、地域を担う人材の育成に取り組む必要があります。
- 行政区の活動を知ってもらうこと、負担の少ない活動の実施などを検討する必要があります。
- 地域の幅広い福祉ニーズに対応できる民生委員・児童委員の育成や活動支援を行う必要があります。

2. 地域内の助け合いについて

- 地域内でしている手助けについて、4 割強(41.4%)の方が何らかの手助けをしています。また、できる手助けについて、8 割強(81.7%)の方が何らかの手助けができると回答しています。
- 地域の方に現在してほしい手助けについて、約 2 割(19.8%)の方が何らかの手助けをしてほしいとしています。また、将来してほしい手助けについて、約 7 割(69.8%)の方が何らかの手助けを地域の方に期待しています。

(複数回答)	手助けしている・できる		手助けしてほしい	
	手助けしている	手助けできる	現在手助けしてほしい	将来手助けしてほしい
安否確認の声かけ	17.4%	58.9%	5.2%	33.4%
玄関前の除雪	18.6%	36.1%	6.7%	29.1%
話し相手	15.9%	34.8%	4.3%	14.9%
悩み、心配ごとの相談相手	7.1%	19.8%	3.2%	13.9%
移動のお手伝い（通院・送迎など）	5.4%	21.0%	3.2%	22.2%
日用品などのちょっとした買い物	4.5%	32.0%	1.2%	15.6%
家や庭の掃除	3.1%	10.8%	1.5%	9.8%
日常生活のちょっとしたサポート	3.0%	28.2%	0.9%	10.3%
ごみ出し	2.8%	24.5%	1.4%	11.1%
病気時の看病	0.4%	2.7%	2.3%	10.1%
家族の面倒をみる手伝い	-	-	1.8%	12.9%
短時間の子どもの預かり	0.1%	8.4%	1.3%	3.2%
その他	3.2%	1.5%	1.0%	2.8%
特にない	54.1%	14.4%	74.7%	25.0%
無回答	4.5%	3.9%	5.5%	5.2%
「特にない」「無回答」以外の回答	(41.4%)	(81.7%)	(19.8%)	(69.8%)

アンケートから見える課題

- 地域内で気軽に手助けできる環境の整備や手助けしてほしい情報の共有を図る必要があります。
- 地域で助け合う風土づくりに継続して取り組む必要があります。

3. 地域活動・ボランティア活動について

- 地域活動や行事について、8 割弱(76.1%)の方が何らかの活動に参加しており、「清掃活動・河川清掃」(56.7%)、「防災訓練」(48.2%)、「除雪活動」(38.1%)が上位となっています。
- 地域活動や行事の課題について、「地域活動に参加するメンバーが高齢化している」(61.6%)、「地域活動のメンバーに若者が少ない」(46.1%)、「地域活動に対する関心が低い」(33.1%)が上位となっています。
- ボランティア活動について、6 割弱(56.2%)の方が何らかの活動に参加しており、「環境保全に関する活動」(20.9%)、「災害救援訓練」(20.5%)、「芸術・文化・スポーツの振興を図る活動」(19.5%)が上位となっています。
- ボランティア活動に参加しない理由について、「仕事や家事などが忙しい」(42.0%)、「ボランティア活動や地域の活動に関する情報や案内がない」(27.6%)、「健康や体力に不安がある」(25.2%)が上位となっています。
- ボランティア活動に参加する条件について、「自分に合った時間に活動できること」(61.6%)、「自分の仕事や経験、特技などを生かせること」(36.9%)、「体力的に負担がかからない活動であること」(33.6%)が上位となっています。
- 今後行ってみたいボランティア活動について、「環境保全に関する活動」(24.4%)、「高齢者の生活を支援する活動」(21.5%)、「保健・健康づくりに関する活動」(20.1%)が上位となっています。
- ボランティア活動の情報入手先について、「広報誌」(55.9%)、「行政区・自治会・近所の方」(29.8%)、「知人・家族」(17.4%)が上位となっています。
- ボランティア活動を企画する中心について、「意欲のある住民」(57.2%)、「社会福祉協議会」(31.3%)、「地域福祉の研修等を受けた住民」(26.9%)が上位となっています。

アンケートから見える課題

- 高齢化に対応できる地域づくりの検討や地域活動への関心を高めることに取り組む必要があります。
- ボランティア活動を盛んにするため、気軽に参加できる活動づくりや情報周知の充実などに取り組む必要があります。
- 個人や地域のボランティア活動を支援する必要があります。

4. 福祉サービスについて

- 生活における悩みや不安について、「自分の健康について」(41.2%)、「家族の健康について」(38.9%)、「介護の問題」(30.7%)が上位となっています。
- 生活の問題における相談先について、「家族・親族」(77.3%)、「友人・知人」(39.4%)、「市役所窓口」(23.1%)が上位となっています。
- 家庭内の介助が必要な方について、2 割弱(17.9%)の家庭に何らかの介助が必要な方がいます。
- 家庭内で介助をしている方の年代について、「80歳代以上」(25.8%)、「70歳代」(23.4%)、「60歳代」(19.5%)が上位となっています。
- 福祉相談・サービスの利用について、約 2 割(20.3%)の方が福祉の相談もしくはサービス利用をしています。そのうち、7 割弱(65.8%)は「福祉サービスが適切に受けられた」と回答していますが、「福祉サービスに関する情報がわかりにくかった」(15.2%)、「どこの相談窓口で相談してよいかわかりにくかった」(13.9%)などの課題が挙げられています。
- 福祉相談・サービスの充実について、「福祉サービスにおける情報周知を強化する」(45.2%)、「相談窓口を一本化する」(41.4%)、「地域福祉に関連する部署の連携を高める」(31.3%)が上位となっています。

アンケートから見える課題

- 健康づくりや体調管理、生活支援等の充実に取り組む必要があります。
- 地域の中でより気軽に相談できる環境づくりに取り組む必要があります。
- 介助者に対する支援や福祉サービスの充実を検討する必要があります。
- 福祉情報の充実やワンストップ支援体制の整備を図る必要があります。

5. 地域の課題について

- 優先的に充実させるべき福祉の取り組みについて、「災害が発生したときの安否確認や避難誘導」(47.8%)、「交通利便性の確保」(46.6%)、「高齢者のみの世帯の生活支援」(43.0%)が上位となっています。
- 地域で不足していることについて、「地域が高齢化している（若者が少ない）」(53.9%)、「交通の便が悪い」(45.1%)、「買い物できるところが少ない」(29.8%)が上位となっています。
- 災害時に地域で協力し合えるために必要な取り組みについて、「支援が必要な人の手助けを地域みんなで考える」(63.1%)、「地域内での自主防災組織づくり」(44.2%)、「福祉サービス事業者や行政との連携」(37.2%)が上位となっています。
- 交通弱者にやさしい交通体系をめざすための取り組みについて、「医療機関や福祉事業者、商業施設などの送迎サービスを支援する」(56.4%)、「乗合タクシーや自家用車による有償運送など新たな交通システムの構築を図る」(37.6%)、「買い物代行など民間福祉サービスを充実させる」(36.6%)が上位となっています。
- 高齢者が元気でいるための取り組みについて、「健康づくりができる場所を増やす」(46.5%)、「健康指導を充実させる」(34.9%)、「地域活動や地域コミュニティへの参加を促す」(33.0%)が上位となっています。
- 世代を超えた交流（多世代交流）について、7割弱(66.4%)がしてみたいと回答しています。
- 北杜市の特性を活用した福祉の取り組みについて、「『自然』を活用した取り組みの充実」(47.4%)、「『元気な高齢者』を活用した取り組みの充実」(36.3%)、「『農業』を活用した取り組みの充実」(33.8%)が上位となっています。

アンケートから見える課題

- 防災対策の強化、交通・生活利便性の向上、幅広い年代が暮らしやすい地域づくりに重点的に取り組む必要があります。
- 災害に備えた防災体制を地域で整備していく必要があります。
- 福祉支援サービスの充実や地域の実情に即した交通システムの導入を検討する必要があります。
- 健康づくりの機会や幅広い年代が交流する機会をつくる必要があります。
- 北杜市の特性を活かした福祉の取り組みを検討する必要があります。

(3) 団体ヒアリング調査の結果概要

1. 北杜市の地域福祉について

地域の福祉関係団体が、北杜市の地域福祉について感じていることは以下のとおりです。

区分	回答要旨
啓発	市民に北杜市の現状を認識してもらい、自分の問題として考えていただくことが大切。
	尊重し合い、人との繋がりを大切にすることが地域福祉の充実につながる。
	障がい者が以前よりも地域に出てくるようになった。障がいについて、市民にどうやって理解を深めてもらえるか考えなければならない。
	学校に行けない子どもたちの現状を知っていただきたい。
情報周知	福祉の取り組みについて、普通に生活していると特に変化を感じない。しかし、興味を持って調べると、色々とやっていることが分かる。
	介護保険外の生活支援サービスがあることを広く知ってほしい。
	福祉有償運送などの送迎サービスがあることを広く知ってほしい。
声かけ	地域の方には温かい見守りや声かけをお願いしたい。
	地域の方に子ども面倒をみてもらったときは大変助かった。地域内で声をかけ合うことが大切だと感じている。
助け合い	助け合いの取り組みでは、民間資本を使っていくことが考えの根底にある。
	助け合いはニーズを把握してコーディネートする必要がある。
	助け合いを事業でやっていくには、派遣サービスの質の向上は欠かせない。
交流	地元住民、移住者一丸となって地域を作っていくためには、日ごろからコミュニケーションが必要である。
	住む人同士の交流が少ない。情報等の共有も難しく、生活に困っていても手を差し出すことさえ困難である。
	子どもと高齢者や障がい者などのふれあいの機会をもっと増やしてほしい。幼少の頃から共に過ごすことで自然と他人の考えを理解し合える。
	多世代の交流ができるイベントや施設などを増やすべき。
	地域サロンに参加される方はそれぞれできることを探し、役割や生きがいを持って活動している。

区 分	回答要旨
高齢者福祉	子どもや若者の移住や流出防止ばかり考えている。しかし、その人達もいずれ歳をとっていくので、「歳をとっても安心して暮らせるまちづくり」にも並行して取り組む必要があるのではないか。
	高齢者の栄養面、体力面、健康面の予防が必要。
児童福祉	全国的に不登校の割合が増えているほか、学校に行かないという選択をする子どもが増えており、子どもの多様な居場所づくりが求められている。
	子どもたちの選択肢を増やしてあげたい。また、不登校の子どもを抱える親の支援を厚くすれば、検討できる選択肢が増えるはずである。
	北杜市を活性化していくためには、より子育て支援に力を入れて欲しい。
	自然を活かした子育て環境の整備を望む。また、田舎であっても、先進的な保育サービスを充実させるべきである。
	地域の子どもの数が少なく、育成会の継続も難しい状況である。
障がい者福祉	国の基準だけでは支援が十分ではないため、市として独自のサービスや助成も考えてほしい。
	障がい者と市民で、今後も様々な交流の機会が増えると良い。
	施設利用者（障がい者）や家族が高齢化してきている。
貧困	貧困について、実態の調査（給食費の未払いなど）を行うべきではないか。
移動	障がい者や高齢者、子どもが利用できる移動手段があまりにも少ない。
	地域の元気な高齢者がドライバーなどをしてあげられると良い（有償ボランティアなどの「制度」として確立していく必要がある）。
防災	災害用の備蓄をしている家庭がまだまだ少ない。情報の周知を図るため、市民向けの防災イベントにぜひ参加していただきたい。
	高齢の移住者が多い地域では、災害時の孤立などを考慮した施策が必要だと思われる。
	障がい者の災害対策について、災害で施設が機能できなくなってしまった場合、障がいのある方を受け入れてくれるところがあると安心できる。
団体活動	人材確保は福祉の全分野に共通した重要課題だと思う。
	専門職の確保や、職員が学習する機会の創出が課題である。
	団体の認知度が低く、イベントなどを行う予算にも余裕が無い。

2. ボランティア活動について

地域の福祉関係団体が、地域のボランティア活動について感じていることは以下のとおりです。

区 分	回答要旨
ボランティア 活性化	ボランティア活動は長生きにつながる。また、活動している方であれば孤立することもない。人の為でなく、自分自身のためにもなることである。
	元気な高齢者が助け合い事業に関心を多く示している。いずれ自分たちも支援が必要となるので、支援ができるうちは行いたいという思いを持っている。
	元気なお年寄りが多いので、何か活動することで生き生きと暮らせるようになると良いのではないか。
	北杜市は退職後に移住してくる方が多い。時間や意欲があれば、知識や経験を活かして、ボランティア活動に協力してほしい。
	ボランティア活動等への参加には、気持ちの準備が必要となる。日ごろから頻繁にそういった機会があり習慣化されると良い。
ボランティア 養成・制度	ボランティアを育成するためには、専門性を養い、成果が実感できるシステムづくりに取り組む必要がある。
	ボランティアを養成しても、それを活かすところ（活躍できるところ）がないと意味が無い。
	ボランティアポイント制度を高齢者だけに適用するのではなく、すべての世代の方がボランティア活動に関われる仕組みを作っていくべきではないか。
	ボランティア手帳の制度はあまり理解されておらず、制度の周知を図るべきである。
ボランティア 募集・受入	ボランティアの依頼は、職員の個人的なネットワークに依存している。
	ボランティア活動を考えている方の「できること」「したいこと」「できる頻度」などの情報があらかじめ整理されていれば、受け入れしやすくなる。
	福祉事業所とボランティアとの交流を増やすと良い。職員とボランティアが交流できるとボランティアが感じている不安などを理解できる。

3. 行政に期待すること

地域の福祉関係団体が、行政に期待していることは以下のとおりです。

区 分	回答要旨
周知・広報	介護保険制度が変わって、要支援向けの介護予防サービスの一部が自治体に任せられるようになった。市の考え方などを示しても良いのではないかな。
	どこに、どのくらい、どういう悩みを抱えている方がいるかなどの情報は行政でないとわからない。
	もし災害が起きたとき、市がどの様なことをするのかわからない。
団体活動支援	市民の活動や団体への支援を充実させることで、福祉の取り組みが浸透してくるはずである。
	地域でがんばっているボランティア団体やNPO法人等を育ててほしい。地域で活動しているボランティア団体やNPO法人等を成長させ、連携させていくべきである。
	都市部の自治体では市民活動の支援に力を入れており、活動スペースや資金援助など政策的な取り組みが行われている。
	何をすることも、ヒト・モノ・カネは必要です。また、非営利事業体が起業しやすい支援を検討してほしいです。
	施設面、スタッフ確保のための財政的支援をお願いしたい。
	イベント開催を支援してくれると助かる。
	地域サロンの取り組みは誰でもできることであるが、宣伝や運営者のフォローは行政がすべきである。
情報発信支援	団体がチラシを配布しても限られたところにしか情報が届かない。
	行事やイベント企画などについて広報に掲載して頂ければありがたい。
連携	ボランティアを求めている個人や団体はいっぱいいる。情報が横断的に共有できると良い（社会福祉協議会の役割であるが、行政も情報を把握すべき）。
	ボランティア団体が結集することで、有事の際でも、日ごろの活動においても、非常に大きな力になると思う。
	市の窓口と福祉団体が連携することで、支援の輪がより広がるのではないかな。
	今後は地域の民生委員の方との連携も視野に入れていきます。
その他	市の保健師が少ないと感じている。相談したいときに連絡が繋がりにくい。
	実際に活動している様々な福祉団体の現場の声を聞いて頂きたい。

3.地域福祉計画で取り組むべきこと

これまでの統計データや調査結果、策定委員会の意見等を踏まえて、本計画で取り上げる主な課題を以下のとおり整理しました。

(1) 「高齢化」に対応できる地域づくり

本市は県内の自治体の中でも高齢者人口の割合が高く、高齢化に対応できる地域づくりが急務となっています。

地域の高齢化や自身の健康を不安として挙げる声が多く、地域の高齢者が安心して暮らせるよう、見守りや助け合い、集いの場づくりなど、地域でお互いに支援していく取組の充実が必要になってきています。また、防災・防犯対策、交通弱者対策、相談事業や生活支援サービスの充実など、多面的な地域福祉の充実にも取り組まなければなりません。

一方で、本市の要支援・要介護認定率は全国及び県内の平均と比べても低位であり、元気な高齢者が多いことも特徴として挙げられます。高齢化に対応できる持続的な地域を作っていくためには、高齢者が健康を維持しつつ、知識や経験を生かした社会参加を通じて、多世代で協働して活躍できる仕組みづくりに取り組むことが望まれます。

(2) 「共助力」を伸ばす

人口減少や自治会への加入率の低下など、地域のつながりの希薄化が課題となっています。

誰もが安心して暮らせる、持続可能な地域づくりを行っていくためには、行政区への加入者を増やしていくとともに、交流の機会の創出等に積極的に取り組んでいかなければなりません。また、地域のつながりや助け合いという近所でも行える福祉から、ボランティア活動や福祉団体活動等による専門的かつ広域な福祉まで、民間の自主的な取組をより一層充実させていなければなりません。そのためには、地域の福祉を担う人材の育成、福祉団体の活動支援、横断的なネットワークの構築が求められており、行政はそれらの取組みを支援していく必要があります。

(3) 「新たな福祉課題」への対応

社会情勢の変化や福祉制度の改正等により、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、生活困窮など、様々な福祉課題について、時代に即した対応をしていく必要があります。

高齢者福祉や障がい者福祉では、施設から地域に移行する動きが高まっています。だれもが住みなれた地域で暮らせるようにするためには、市民一人ひとりのニーズに即した支援が必要であり、地域における細やかな対応を実施していくことが不可欠です。また、支援を必要としている人を支える家族や団体の高齢化が深刻な課題となっています。障がい者を介助する家族では、不安や悩みを抱えているケースも多く、相談体制の充実や支援者が交流できる場の創出など、介助者を手助けする環境整備を進めていくことも重要です。

児童福祉では、児童数の減少やひとり親世帯の増加、子どもの貧困などに対応する子育て支援の充実のほか、ひきこもりや不登校など、学校以外に居場所を求める児童の受け皿を整備することが求められています。

生活困窮や虐待、家庭内暴力（DV）への対応については、実態の把握や家庭ごとの事情に合わせた柔軟な対応と助け合いの取組が求められています。

防災については、全国的に大規模災害が増加しているにも関わらず、防災意識の低さが指摘されています。

これらの福祉課題に対応していくためには、市民一人ひとりが北杜市や地域における福祉の現状に関心を持つとともに、地域の福祉の担い手として活躍することが必要です。

(4) 「情報発信」の充実

地域福祉における情報の共有や啓発の充実が必要とされています。

福祉に関する情報は、情報を必要としている人だけでなく、広く市民に利用されることで、さらなる地域福祉の取組が期待できます。そのため、地域で助けを必要としている人の情報、ボランティア情報、地域で活動している福祉団体の情報、地域における福祉活動の情報など、福祉に関連する多様な情報が円滑に行き届くよう、情報発信を充実させていく必要があります。

第3章 計画のめざす方向

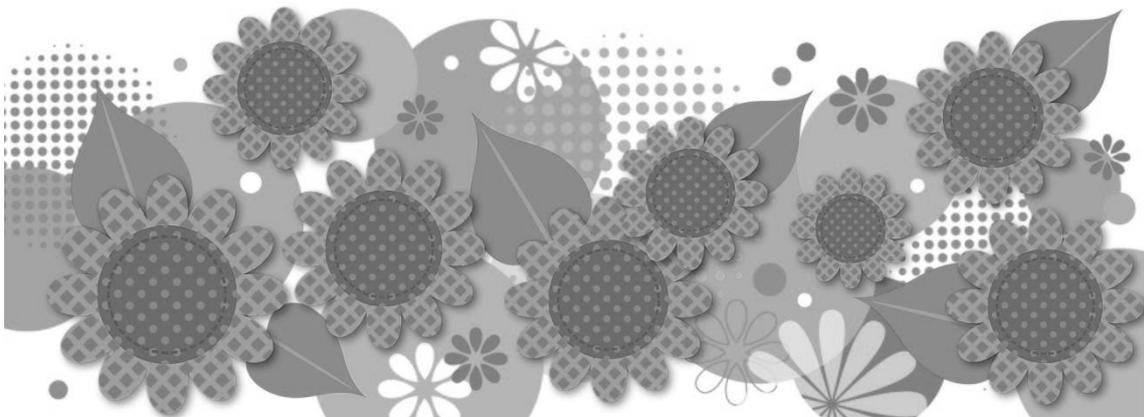
1. 基本理念

第2次地域福祉計画では、北杜市に住むすべての人が、安心して暮らすことができる杜（まち）づくりを目指し、地域福祉の推進に取り組んできました。

第3次地域福祉計画においても、第2次地域福祉計画の考え方を踏襲し、一層の地域福祉の推進に取り組んでいきます。

基本理念

誰もが安心して暮らせる
住民参加と支え合いの福祉のまちづくり



2. 基本目標

(1) つながる・ほくと（助け合い・交流が活発なまち）

地域福祉について理解を深めるとともに、地域の中で顔が見える関係をつくり、身近な福祉課題を地域で発見・共有し、解決に向けて、主体的に対応する地域づくりに取り組みます。

地域のつながりを大切にして、住民主体の助け合い・交流が活発なまちづくりを目指します。

(2) かつやく・ほくと（健康で元気に活躍できるまち）

持続可能な地域を築くためには、市民一人ひとりが地域の担い手として積極的に活動に参加するとともに、地域の福祉団体と協働して、地域福祉の充実に取り組むことが不可欠です。

若者から高齢者まで、みんなが生きがいを持って健康で元気に活躍できるまちづくりを目指します。

(3) あんしん・ほくと（誰もが安心して生活できるまち）

住みなれた地域で安心して暮らしていくためには、地域で福祉課題の解決を図るとともに、市民一人ひとりの状況に即した福祉サービスが適切に提供されることが重要です。

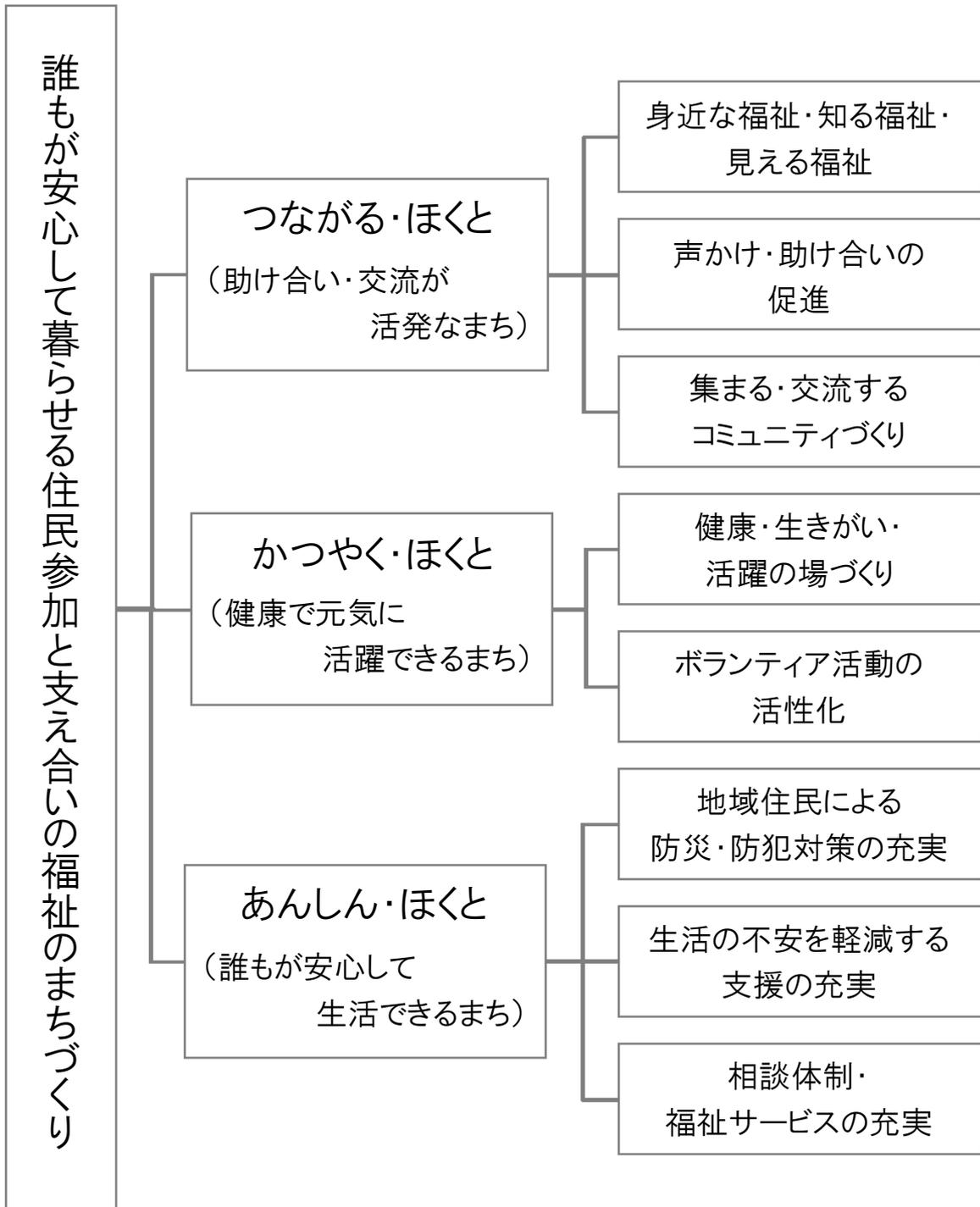
市民、地域の団体、法曹関係や行政等が連携し、効率的かつ円滑な相談体制を整備するとともに、福祉サービスの向上に努めることで、誰もが安心して生活できるまちづくりを目指します。

3. 施策の体系

基本理念

基本目標

基本施策



第4章 施策の展開

1. つながる・ほくと（助け合い・交流が活発なまち）

（1）身近な福祉・知る福祉・見える福祉

現状と課題

【現 状】

- 地域福祉に関する取り組みが市内各地で行われており、地域や団体、行政等がそれぞれ情報の発信に努めていますが、市民一人ひとりにまで地域福祉の取り組みに関する情報が周知・共有されているとは言い難い状況です。

【課 題】

- 地域福祉の活動が持続的に行なわれるためには、市民一人ひとりが地域の現状を知るとともに、福祉に関心を持って理解を深めることが大切です。また、地域福祉の情報は福祉に関係する当事者だけでなく、広く市民に福祉の情報を知ってもらい、福祉の取り組みを身近に感じていただくことで、地域福祉の取組はさらに広がっていくことが期待されます。
- 市民が福祉に関心を持つきっかけづくりとなるように、本市の地域福祉の現状を周知するとともに、啓発活動に努める必要があります。また、市民が福祉に関して理解を深められるよう、福祉について学べる機会を増やす必要があります。
- 市民や団体等が福祉に関する情報を容易に取得できるよう、分かりやすい情報発信に取り組むとともに、福祉に関する情報を整理し、円滑に提供できる仕組みづくりに取り組む必要があります。

市民が取り組むこと

- 地域福祉に関心を持ちましょう。
- 広報・ホームページ・CATV・区長文書などの情報を確認しましょう。
- 地域福祉に関する講演会等に積極的に参加しましょう。

地域が取り組むこと

- 回覧板や地域の会合などで、福祉の情報について共有しましょう。
- 地域で行える福祉の取り組みを検討し、地域で実施していきましょう。

行政が取り組むこと

- ◆ 小中学校におけるボランティア活動・福祉教育の推進（福祉課）
 - 子どもの頃から福祉への関心を高め、地域福祉について学ぶ機会を設けます。
 - 社会福祉協議会が行うボランティア活動推進校への取組を支援します。
 - 教育委員会と連携して福祉教育を全校的に推進します。
- ◆ 講演会の開催による住みやすい地域づくりの情報提供（福祉課・介護支援課・健康増進課・地域課）
 - 講演会の開催により、地域福祉や地域活性化に関する啓発を実施します。
 - 様々な分野の講演会を開催し、市民に地域づくりに関する情報を提供します。
 - 講演内容や講師選定、日程などを工夫し、参加しやすい講演会にします。
- ◆ 生涯学習講座等を通じた地域福祉の啓発（生涯学習課・健康増進課・介護支援課）
 - 健康や介護など福祉関係の講座を開催し、意識の啓発を図ります。
 - 地域活動のきっかけや、高齢者が自らの体力を確認できる機会にします。
 - 市民ニーズの把握や関係団体の協力により、市民が望む講座を開催します。
- ◆ 地域福祉に関する情報の周知（福祉課・子育て応援課・ほくとっこ元気課・介護支援課・健康増進課）
 - 地域福祉に関する活動や募集、サービス等の各種情報について、広報・ホームページ・CATV・区長文書等で幅広く周知を図ります。
 - 福祉情報を一元的に整理し、適切かつ円滑に取得できる方法を検討します。

- ◆ 子育て支援情報の提供（子育て応援課・ほくとこ元気課）
 - 子育て情報サイト「やまねっと」の運営を通じ、情報を一元的に提供します。
 - 母親の目線による意見を反映させ、情報の充実を図ります。
 - 母親同士のネットワーク活用など多様な手段で情報を提供します。

- ◆ 民生委員・児童委員による地域福祉情報の周知と活用（福祉課）
 - 民生委員・児童委員の定例会において、地域福祉に関する研修を実施します。
 - 地域の身近な相談役である民生委員・児童委員が地域福祉に関する情報を周知することで、地域に即した福祉情報の提供を推進します。



(2) 声かけ・助け合いの促進

現状と課題

【現 状】

- 地域での声かけや助け合いはこれまでも行われてきましたが、人口減少や地域の高齢化を背景に、これまで以上に地域内の助け合いの取り組みが大切になってきています。

【課 題】

- 地域の実情に即した福祉ニーズに対応するためには、地域のつながりをさらに強化し、共に助け合う地域福祉の推進が求められています。そのため、日ごろから声かけを行うとともに、日常生活における些細な困りごとを地域の中で対応していく風土づくりに取り組む必要があります。
- 地域の中で助けを必要としている人に対して、どのような支援をすれば良いか分からないなど、支援の手が行き届いていないことが想定されるため、近所で困っている人の情報共有に取り組む必要があります。また、社会的孤立を防止するため、時には積極的に関与する「おせっかい」な取組をするなど、地域で身近な支援を考えていくことが必要です。
- 住民同士の解決が困難な場合は、市民、地域、行政等の連携・協働による円滑な支援につなげていくことも必要です。

市民が取り組むこと

- 困ったことがある場合、近所の人に相談してみましょう。
- 近所で困っている人を見たらひと声かけて、自分でできることをしましょう。

地域が取り組むこと

- 地域で困っている人の情報を把握し、できる支援を地域で考えていきましょう。
- 地域課題を発見・共有し、主体的に話し合う場を作りましょう。
- 日ごろから挨拶を励行するなど、助け合いが気軽に行われる風土づくりに取り組みましょう。
- 地域で話し合っ、ごみステーションを適切に管理しましょう。
- 地域でごみ出しに困っている人の支援を地域で考えていきましょう。

行政が取り組むこと

◆ 地域の見守り体制の構築と助け合いの促進

(福祉課・介護支援課・子育て応援課・ほくっこ元気課)

- 地域から孤立する恐れのある人を地域全体で見守る体制を構築します。
- 放課後の子どもたちの見守りと安全な居場所づくりに取り組みます。
- 地域の身近な見守りや助け合いが大切であることを啓発していきます。
- あんきじゃんネットワーク※事業を推進していきます。

◆ 緊急通報システム「ふれあいペンダント」の推進 (福祉課)

- 高齢者の家庭でも容易に緊急時の通報ができるシステムの配備を推進します。
- NPO法人と連携して、24時間365日の通報・相談に対応します。
- 利用対象者の拡大や利用要件の緩和等を検討します。

※あんきじゃんネットワーク：「あんきじゃん」とは「安心だね」、「ネットワーク」とは「つながり」という意味があります。民間事業者が、宅配などの通常の業務の中で、地域住民の異変に気付いた場合に市へ連絡してもらい、緊急性がある場合は、直接、警察署や消防署に通報してもらいます。連絡を受けた市は、関係者や地域の民生委員・児童委員と連携を取りながら必要な支援を行います。

◆ ごみステーションの適切な管理（環境課）

- 地域のごみステーション管理活動を通じて、地域のつながりや交流機会を創造します。
- 分別マニュアル・排出カレンダーの配布により適切なおみ出しを推進します。



(3) 集まる・交流するコミュニティづくり

現状と課題

【現 状】

- 近年、地域で高齢者や障がい者、子育て世代等の市民が自主的に集まって活動する場が増えてきています。
- 今後は少子高齢化や人口減少、地域のつながりの希薄化により、地域社会から孤立してしまう人の更なる増加が予想されます。また、地域活動や行事に参加する人が減少しており、このままでは地域の弱体化が懸念されます。

【課 題】

- 市民の自主的な集いが今後も地域で広がっていくためには、拠点となる場づくりの支援や人材の育成を行っていく必要があります。また、幅広い世代が地域で共生していけるように、地域住民の世代を超えた交流を促進し、多世代が協働する地域づくりを推進していくことが求められています。
- 地域活動の第一歩として、市民が組、自治会等の行政区に加入することが重要です。また、地域のつながりを維持していくために、市民が地域の行事等に積極的に参加することが必要です。

市民が取り組むこと

- 地区・組・班等の行政区へ加入しましょう。
- 地域活動に積極的に参加しましょう。
- 地域活動に気軽に参加しやすい雰囲気をつくりましょう。
- 交流の場や機会に参加しましょう。

地域が取り組むこと

- 地域の人に行政区の活動について説明や案内を行い、加入を促進しましょう。
- 参加しやすい行事の開催を検討し、地域内の交流を深めましょう。
- 地域で集まれる場づくりに取り組みましょう。
- 集いや交流を通じて、地域で顔の見える関係をつくりましょう。

行政が取り組むこと

- ◆ 転入者への行政区加入に関する情報提供（市民課・地域課・福祉課・環境課）
 - 転入者が転入手続きで来庁した際に、地区や区長などの紹介を行います。
 - 「行政区への加入の案内」や「ふくし相談ガイド」を配布します。
 - 行政区の役割や自治会活動保険の説明を実施し、加入を促進します。
- ◆ 行政区加入率向上に向けた取組支援（地域課）
 - 行政区や自治会の現状について、各地域の動向を把握します。
 - 行政区の加入を促進するための取組について、支援方法等を検討します。
- ◆ 多世代が交流する機会の推進（生涯学習課・子育て応援課・ほくとっこ元気課）
 - 地域の多様な主体が連携し、交流機会の場を確保します。
 - 親子で開催できるスポーツや文化行事を開催します。
 - 地域のお年寄りと子どもの交流ができる催しなどを開催します。
- ◆ 「集いの場」の普及促進（福祉課・介護支援課）
 - 多様な運営主体による、地域の「集いの場」を普及促進します。
 - 住民主体の高齢者集いの場事業の立ち上げを支援します。

2. かつやく・ほくと（健康で元気に活躍できるまち）

（1）健康・生きがい・活躍の場づくり

現状と課題

【現 状】

- 人口減少や少子高齢化の進展が懸念されています。
- 本市では国や県と比べて、健康で元気に過ごしている高齢者が多いことが特徴として挙げられます。

【課 題】

- 高齢者をはじめとして、幅広い世代が主体的に健康づくりを行うことで、持続可能な地域を作っていくことができるため、市民一人ひとりが健康を意識した生活を行うことが求められます。また、介護予防サポートリーダーや保健福祉推進員など、地域の健康づくりを支える担い手を支援していく必要があります。
- 地域住民がそれぞれの知識や経験を生かして、地域活動や福祉活動の担い手として活躍することは、地域の活力を維持していくとともに、介護予防としての効果も期待できます。
- 高齢者や障がいのある人も個々のできる範囲でのボランティア活動や就労を通じて、「生きがい」を持った生活ができるよう、社会に参画しやすい仕組みを作っていく必要があります。また、個々が持つ能力を最大限に生かすには、それぞれにあった活躍の場をコーディネートしていく必要があります。

市民が取り組むこと

- 一人ひとりに合わせた生活習慣の改善や運動習慣の確立に努めましょう。
- 総合健診を受けて、病気の早期発見に努めましょう。
- 地域の健康づくりの行事に積極的に参加しましょう。
- 介護予防サポートリーダーや認知症サポーターの養成講座に参加して、地域介護予防活動に貢献しましょう。
- 個々で社会に参画できる方法を考え、行動に移しましょう。

地域が取り組むこと

- 地域で行える自主的な健康づくりの取組を検討しましょう。
- 健康づくりに関する情報を地域内で共有しましょう。
- 介護予防サポートリーダーや保健福祉推進員などの活動を地域でサポートしましょう。

行政が取り組むこと

- ◆ 健康づくりの啓発・取組支援（健康増進課・介護支援課）
 - 市民、地域、行政が連携して地域の健康づくりを推進します。
 - 健康づくりや規則正しい生活習慣についての普及啓発を図ります。
 - 地域による健康づくりや介護予防事業の取組を支援します。
- ◆ 介護予防サポートリーダーの養成と活動支援（介護支援課）
 - 地域の高齢者同士がお互いを支えることで、介護予防の取組を推進します。
 - 介護予防サポートリーダーの養成講座を定期的を開催します。
 - 多くの登録者が参加できるように活動支援やフォロー研修を実施します。
- ◆ 保健福祉推進員の養成と活動支援（健康増進課・介護支援課）
 - 地域の保健福祉事業の普及と実践に努める保健福祉推進員を養成します。
 - 推進員の役割や地域づくりの意識を高めるため、研修会の充実を図ります。

◆ 食生活改善推進員の養成と活動支援（健康増進課）

- 食を通じた健康づくりの担い手となる食生活改善推進員を養成します。
- 食生活改善推進員による生涯を通じた食育と健康づくりを推進します。
- 食生活改善推進員の活動や地域との連携の支援を実施します。

◆ 母子愛育会の活動支援（ほくとっこ元気課）

- 子どもたちの健やかな成長のため、母子を中心に地域ぐるみの健康づくりを推進する母子愛育会の活動を支援します。
- 母子愛育会の活動が市内全域で行われるように推進します。

◆ 認知症サポーターの養成と活動支援（介護支援課）

- 地域で認知症の人を支えるため、認知症サポーター養成講座を開催します。
- サポーター同士の交流や登録者の活動支援を実施します。
- 認知症の人と関わることが多い民間団体などの参加を重点的に働きかけます。



(2) ボランティア活動の活性化

現状と課題

【現 状】

- 現在、北杜市内では、高齢者や障がい者の生活支援、子どもの放課後活動、集いの場など、地域の住民による自主的なボランティア団体やNPO法人等の活動が盛んに行われています。一方で、ボランティアの固定化や高齢化が懸念されています。
- 少子高齢化の進行や人口減少に伴い、地域住民がまちづくりや福祉活動へ参画することの重要性が高まってきており、市民一人ひとりが地域づくりの「担い手」として活動することが不可欠なものになってきています。

【課 題】

- 次世代を担う若者から豊かな経験を持つ元気な高齢者まで、幅広い世代において地域を支える専門性の高い人材の育成に取り組むとともに、ボランティア活動が生活の一部としておこなわれる地域づくりにも取り組んでいく必要があります。
- ボランティア活動に参加することは、社会的な貢献だけでなく、地域とのつながりや介護予防など、参加者自身のためにもなることが期待されます。ボランティア活動への参加を促進するために、気軽に参加できる活動づくり、ボランティア情報の充実、成果が実感できるシステムづくりなど、様々な取組を行う必要があります。また、ボランティアを養成する制度の周知やボランティアと福祉団体のマッチングを支援することにも力を入れなければなりません。
- 複雑化・多様化する福祉ニーズに対応するためには、ボランティア団体やNPO法人等の活動をさらに充実させていくことが不可欠です。
- 地域福祉における重要な役割を担うボランティア団体の活動を充実させるためには、自主的な活動グループの立ち上げ支援や、団体ごとに抱える課題に対する多様な支援を行う必要があります。
- 地域福祉における支援の輪を広げていくためには、市民、地域の団体、行政などの連携を深めることが求められます。なお、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など、分野ごとの福祉団体における連携は進んでいますが、分野を横断した地域福祉全体のネットワーク形成が課題となっています。

市民が取り組むこと

- ボランティア活動の情報について関心を持ちましょう。
- 興味のある分野や身近なボランティア活動に積極的に取り組みましょう。
- ボランティアの養成制度を活用し、講座に参加しましょう。
- ボランティア団体が開催しているイベントなどに足を運びましょう。

地域が取り組むこと

- ボランティア活動の参加を促進しましょう。
- 地域で行われているボランティア活動について情報を共有しましょう。
- 地域でできること、地域で不足していることを把握して、新たなボランティア団体の設立を検討しましょう。
- 市内で活躍しているボランティア団体の活動を参考にして、自分の地域でも取組が広げられないか検討しましょう。
- 地域で活動するボランティア団体や行政との連携を図りましょう。

行政が取り組むこと

- ◆ ボランティアの養成（福祉課）
 - 各種ボランティア養成事業を実施します。
 - 社会福祉協議会で実施しているボランティア養成事業を支援します。
 - ボランティアの集いなどを開催し、ボランティア活動の活性化を支援します。
- ◆ 介護支援ボランティアの推進（介護支援課）
 - 高齢者の社会参加により、介護予防と活力ある地域づくりを図ります。
 - 介護支援ボランティアを養成し、高齢者のボランティア活動を推進します。
 - より利用しやすい制度にするため、周知強化や制度改定に取り組みます。
- ◆ ボランティアが活躍できる機会の創出（福祉課・生涯学習課・子育て応援課）
 - 各種ボランティア制度の周知を図ります。
 - ボランティアと地域活動団体の円滑なマッチングを支援します。
 - 市民の知識や技術を同世代や世代間の交流に生かせる人材登録制度（公営アカデミー）を運営します。

◆ 地域活動団体の支援（福祉課）

- 社会福祉協議会と連携し、ボランティアと各団体のマッチングを促進します。
- 得意分野や技能を持つ個人の社会活動を推進するため、高齢者の人材バンク登録を進めます。
- 市民がボランティア活動へ参加しやすい環境を整えるため、活動内容の情報発信に取り組みます。

◆ 地域活動の場や拠点の提供（福祉課）

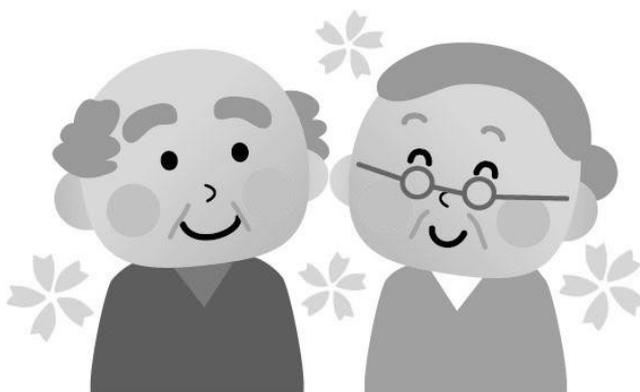
- ボランティアセンターの周知や活用促進を支援します。
- 地域活動やボランティア同士の交流が行える場を設けます。
- 社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動の周知を図ります。

◆ 福祉団体活動の周知支援（福祉課）

- 地域で行われている福祉活動について、情報周知を支援します。
- 福祉団体の希望に応じて、広報等への掲載により情報提供を支援します。
- 社会福祉協議会と連携し、福祉団体やボランティア団体の活動を周知します。

◆ 福祉の取組をつなぐネットワークづくり（福祉課・介護支援課・子育て応援課）

- 地域課題の解決や福祉サービス調整のため、団体間で情報共有を図ります。
- 各種団体や関係機関で連絡会を開催し、ネットワークづくりを推進します。
- 福祉団体の協働による支援体制を構築します。



3. あんしん・ほくと（誰もが安心して生活できるまち）

(1) 地域住民による防災・防犯対策の充実

現状と課題

【現 状】

- 近年、地震、台風、集中豪雨、大雪など大規模な自然災害が全国各地で多発しています。これらの教訓を踏まえて、地震や風水害等の災害から地域を守る体制づくりが不可欠となっております。
- 本市では、「北杜市地域防災計画」に基づき、防災制度の周知などの防災対策に取り組んでいます。また、消防団員を中心とした地域の自主防災組織の普及に努めています。
- 電話詐欺や悪質商法など、特に高齢者を狙った特殊詐欺が全国で多発しており、犯罪の手口も巧妙化しています。

【課 題】

- 災害に強いまちづくりを推進するためには、市民、地域、団体、行政が一体となって防災に取り組むことが大切であり、災害発生時における地域の助け合いができるよう、平常時から啓発活動や防災訓練、自主防災組織の活動を活発におこなう必要があります。また、高齢者や障がい者など、自ら避難することが困難な避難行動要支援者を地域で把握し、適切かつ的確に避難支援が行える体制を整備していくことが求められています。
- 高齢者が多い地域では、災害時の孤立などを考慮した対策を地域で検討しておくことが必要です。また、障がい者や乳幼児など、避難後の生活に配慮が必要と思われる人についても、予め準備を検討しておく必要があります。
- 高齢者や障がい者など、消費者被害に遭いやすい人の見守り活動等を地域全体で図っていく必要があります。
- 近隣住民同士の交流や見守り、声かけなど、日ごろから地域のつながりを強めることで、誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりをおこなっていくことが必要です。

市民が取り組むこと

- 日ごろから隣近所でコミュニケーションを図り、緊急時に助け合える体制の基礎をつくりましょう。
- 防災に関する情報に関心を持ち、災害備蓄品の準備や避難所の把握など個人でできる対策に取り組みましょう。
- 防災イベントや避難訓練などに積極的に参加しましょう。
- 地域での見守り活動や自主防災組織の活動に協力しましょう。
- 避難行動要支援者登録制度について理解し、災害時には支援者にもなりましょう。
- 防犯に関する情報に関心を持ち、消費生活研究会や勉強会への参加など個人でできる対策に取り組みましょう。
- 詐欺の被害にあわないよう、一人で悩まず、必ず相談しましょう。

地域が取り組むこと

- 地域の防災について理解を共有し、平常時から地域内の連携を図りましょう。
- 災害に備えて、災害に対する備えや対策を話し合いましょう。
- 地域で防災訓練や避難誘導訓練などを行い、参加を呼びかけましょう。
- 災害時に支援が必要な人の把握に努め、避難行動要支援者への登録を促しましょう。また、避難行動要支援者について地域内で共有を図りましょう。
- 地域の実情に即した防災マップや防犯マップを検討するなど、地域の自主的な活動に取り組みましょう。

行政が取り組むこと

- ◆ 自主防災組織の結成促進（地域課）
 - 災害の予防と軽減のため、各地域における自主防災組織の結成を支援します。
 - 防災意識の高揚を目的とした「出前講座」を開催します。
 - 住民主体の防災対策を意欲的に推進できる人材の育成を行います。
- ◆ 避難行動要支援者の登録促進（地域課・福祉課・介護支援課）
 - 地域の避難行動要支援者の登録を促進します。
 - 地域の会合や民生委員等を通じて、制度の周知や登録の推進等を実施します。
 - 平常時から声かけが行われるよう、地域の協力を求めています。

- ◆ 子育て世帯の防災体制の強化（地域課・子育て応援課・ほくとっこ元気課）
 - 防災訓練や防災イベントを通じて、乳幼児、子ども、子育て世帯向けの災害対策の必要性や世帯に応じた備えの大切さを啓発します。
 - 子育て世代の自主的な防災活動の取組を支援します。

- ◆ 防犯対策事業の推進（地域課）
 - 犯罪の未然防止を図るため、地域に防犯灯の配布を実施します。
 - 地域ぐるみで安全を守る「子ども110番の家」の普及促進に努めます。
 - 防犯団体連絡協議会の活動を促進するため、定期的に会議を開催します。



(2) 生活の不安を軽減する支援の充実

現状と課題

【現 状】

- 過疎化や高齢化が進む中、日常生活を送る上での買い物や通院等に不便を感じている人が増えています。
- 社会情勢の変化などを背景に、生活に困窮する世帯が全国的に増加しています。

【課 題】

- 高齢者や障がい者など移動が困難な人に対して、買い物支援や移動支援の充実、交通弱者にやさしい交通体系の整備が求められています。
- 移動の不便さに伴う生活のしづらさの軽減策について、それぞれの地域の実情に即した対応を検討し、宅配サービスや移動販売の利用、乗り合いなど、新たな移動支援の取組を地域で実践していく必要があります。
- 孤立する家庭や生活に困窮する世帯に対して、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行う体制の構築が求められています。
- 生活困窮における課題は複合的であり、個々のケースに即した様々な支援を実施していくことが必要です。
- 自力で問題が解決できない世帯に対して、経済的な自立を目指して、地域、団体、行政が一体となって包括的に支援していく必要があります。

市民が取り組むこと

- 近所で移動に困っている人がいたら、買い物の代行や病院までの送迎など、お互いのできる範囲で助け合しましょう。
- ボランティア保険等を活用し、地域の移動に関する支えあいの取り組みを活性化させましょう。
- 困ったことがある場合、一人で悩まず気軽に相談をしましょう。また、周囲に援助を要する人がいないか気を配りましょう。

地域が取り組むこと

- 地域の中で移動に困っている人の情報を把握しましょう。
- 移動販売などの買い物支援サービスや福祉有償運送などの移送サービスの情報を共有しましょう。
- 高齢者世帯など交通弱者への対応について、自主的にできる活動を検討し、地域を挙げて取り組んでいきましょう。
- 生活に困窮している人に対して地域で支え合うとともに、適切な支援につなげましょう。

行政が取り組むこと

- ◆ 移動販売等の買い物支援の促進（商工・食農課）
 - 移動手段が乏しく、日常の買い物が不便な人の動向を把握します。
 - 買い物支援として、移動販売や宅配等の情報提供を行います。
 - 移動販売や宅配等に取り組む事業への支援策を検討します。
- ◆ 交通弱者に対する移動支援の促進（福祉課・介護支援課）
 - 高齢者をはじめとした交通弱者に対する移動支援サービスを促進します。
 - 高齢者や家族の人に、福祉有償運送等を実施している事業者を紹介します。
 - 公共交通の利用が困難な高齢者や障がい者にタクシー券の給付を実施します。
- ◆ 公共交通の整備（企画課）
 - 既存の公共交通を有効的に活用し、効率的な運行体系を確立します。
 - 利用者の利便性や交通弱者等に配慮したバス運行に取り組みます。
 - 地域内の公共交通事業者と連携する中で、新たな公共交通を検討します。

◆ 生活困窮者の自立支援（福祉課）

- 生活と就労などの相談窓口の設置により、相談しやすい環境を整えます。
- 一人ひとりの状況に応じた自立支援に取り組みます。
- 困窮者の自立に向けた地域のネットワークづくり、社会資源の開発に努めます。

◆ 就労支援の充実（福祉課・ほくとっこ元気課・商工・食農課）

- 「ほくとハッピーワーク」で職業相談員による就労支援を実施します。
- 就職ガイダンスを定期的を開催します。
- 市内企業の求人情報を収集し、求人動向を把握します。
- 母子自立支援員による就労支援を実施します。



(3) 相談体制・福祉サービスの充実

現状と課題

【現 状】

- 近年、地域の福祉ニーズが多様化、複雑化してきており、相談窓口の充実や総合的・専門的な機関との連携、社会情勢の変化に合わせた福祉サービスの提供等を行っていくことの重要性が高まっています。
- 高齢者、障がい者など、誰もが地域で安心して暮らしていくために、地域内でお互いを支えていくことが不可欠になってきています。
- 支援を必要としている人を支える介助者の高齢化などが進んでおり、家庭や地域で支える力の弱体化が懸念されています。

【課 題】

- 困っている人を地域で把握して、個々の状態に合わせた支援を提供していくことが必要です。また、専門的な相談が必要な場合には、専門機関等へ適切につなげられる仕組みづくりも必要です。
- 介助者同士の交流促進や相談事業の強化など、介助者の支援に取り組んでいく必要があります。
- 判断能力が不十分な人が適切にサービス等を受けられるよう、成年後見制度など福祉制度の活用促進を図る必要があります。
- 行政では、利用者にとってわかりやすい情報の提供を行うとともに、相談しやすい窓口づくりに取り組む必要があります。また、複合的な問題に対して総合的に対応できるよう、福祉サービスの充実や質の向上、他機関との連携による切れ目のない支援体制の構築に取り組むことが求められています。

市民が取り組むこと

- 困ったことがある場合、一人で抱えず気軽に相談をしましょう。
- 周囲の困っている人や家庭へ気配りをするようにしましょう。
- 福祉の相談窓口を把握しましょう。
- 必要に応じて福祉サービスを適切に受けましょう。
- 成年後見制度など福祉制度に関する情報に関心を持ちましょう。

地域が取り組むこと

- 地域の福祉ニーズを的確に把握し、地域で情報を共有しましょう。
- 地域の相談員や福祉団体が連携し、問題を抱える人の早期発見や気軽に相談できる環境づくりに努めましょう。
- 公的なサービスでは対応しづらい領域について、地域や福祉団体が連携して支援しましょう。
- 専門的な相談につなげるネットワークづくりに努めましょう。
- 見守り活動などを通じて、権利擁護の必要な人を把握して相談へつなげられるよう努めましょう。

行政が取り組むこと

- ◆ 住民主体の生活支援サービスの創出・実施（福祉課・介護支援課）
 - 福祉や介護などに関係する諸団体と連携し、生活支援サービスの向上に努めます。
 - 住民主体の買い物、見守り等の生活支援サービスを支援します。
 - 社会保険制度等の給付に結びつかない方の支援に取り組みます。
- ◆ 相談窓口の案内・周知（福祉課・介護支援課・子育て応援課・ほくとっこ元気課）
 - 市や関係機関の窓口、福祉関連サービスの情報を整理し、わかりやすく提供します。
 - 福祉情報をケース別に整理した「ふくし相談ガイド」を窓口で配布します。
 - 広報・ホームページ等で福祉の相談窓口に関する情報を発信します。

- ◆ 民生委員・児童委員等と連携した相談しやすい体制づくりの推進
（福祉課・介護支援課・子育て応援課・ほくとっこ元気課）
 - 民生委員・児童委員や母子相談員等と協働し、地域の相談体制を整備します。
 - 社会福祉協議会と連携して、「福祉総合相談窓口」を運営します。
 - 山梨県弁護士会と連携し、法律相談を開催します。
 - 職員のスキルアップや関係機関との連携体制の構築を図ります。

- ◆ 包括的な子育て支援の実施（子育て応援課・ほくとっこ元気課・健康増進課）
 - 妊娠準備期から子育て期に渡って、相談支援や母子保健、子育て支援を包括的にワンストップで提供する「北杜市版ネウボラ^{*}」を推進します。
 - 地域全体で子育てを支援していく体制づくりに取り組みます。

- ◆ 各種福祉サービスの提供（福祉課・介護支援課・子育て応援課）
 - 公助として行う各種福祉サービス（児童福祉、障がい者福祉、高齢者福祉、介護保険事業など）について、それぞれの計画に基づき適切に提供します。
 - 庁内及び関係機関で連携を図り、総合的な支援サービスを提供します。

- ◆ 介護者支援の充実（福祉課・介護支援課）
 - 介護する人への相談対応や適切な助言を行い、介護負担の軽減を図ります。
 - 寝たきり・認知症高齢者を介護する人の交流会を実施します。
 - 介護をしている家族等へ介護用品を支給します。

- ◆ 成年後見制度の利用促進（福祉課・介護支援課）
 - 権利擁護センターとの協働による普及啓発や制度利用の促進を実施します。
 - 成年後見制度の費用負担が困難な人に対して助成を実施します。
 - 市民後見人養成講座を開催し、地域で支える仕組みを構築します。

※北杜市版ネウボラ：ネウボラとは、フィンランドの妊娠期から就学前までの子育てをワンストップで支援する制度のことを言います。

北杜市版ネウボラでは、平成29年度から「ほくとっこ元気課」を保健センター内に設置し、保健師、助産師、臨床心理士等の専門職による子育て相談体制の充実を図るとともに、地域や関係機関と連携しながら、母子保健と子育て支援事業を一体的に行い、妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない支援を行います。

資料編

1. 第3次北杜市地域福祉計画策定委員会

(1) 設置要綱

平成 23 年 4 月 20 日

告示第 44 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条に基づき、北杜市地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定等を行うため、北杜市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討し、市長に意見を述べることができる。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係福祉団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(役員)

第 5 条 委員会に会長 1 人及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 会議は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部福祉課で行う。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年5月1日から施行する。

(最初に開かれる会議の招集)

2 この告示の施行日以降最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(2) 策定委員会委員名簿

(五十音順)

所 属	氏 名	役 職
(福)ハヶ岳名水会 星の里副施設長	長田 和也	
老人クラブ連合会会長	小林 忠雄	
峡北地区障がい者自立支援協議会 本人部会長	小松 亮太	
NPO 法人八峰会代表	小宮山 明美	
(福)北杜市社会福祉協議会長	茅野 光一郎	会 長
前北杜市役所保健師	中嶋 登美子	
北杜市民生委員児童委員協議会長	日野水 丈士	
高根福祉みのる会 特別養護老人ホーム みのる荘	深沢 智彦	
NPO 杜の風キッズクラブひまわり施設長	宮崎 亮子	
帝京学園短期大学教授	吉田 百加利	副会長

2. 団体ヒアリング調査(調査協力団体)

団体名	主な活動内容
障害者支援施設 白州いずみの家	主に知的障がい者を対象に施設入所支援、生活介護、短期入所事業（空床型）、特定相談支援などを実施している。
NPO法人 八峰会	主に精神障がい者を対象に就労継続支援B型事業を実施している。
不登校の子どもたちの居場所 ひなたぼっこ	不登校の子ども（小学生～高校生）を対象に交流したり学んだりできる「居場所」を提供している。
NPO法人 峡北地域生活支援システム 杜の風	知的・精神・身体・発達障がい児を対象とした放課後等デイサービス、児童発達支援事業、成人の余暇支援、地域支援事業などを実施している。
ワーカーズコレクティブ蒲公英	「たんぽぽ食堂」の運営を通じて、レストラン事業（地産地食）、助け合い事業（派遣型の生活援助サービス）、つながる広場事業（広間を活用した高齢者の健康推進、コミュニティスペース提供など）を実施している。
NPO法人 ワーカーズコープ てつなぎ北杜	高齢者・障がい者等の生活支援（介護保険外）、子育て支援（託児）、福祉有償運送などを実施している。
地域サロンそら	地域の方が気軽に集まれる地域サロンを運営しており、介護予防レクリエーション（体操、運動等）、健康増進活動、相談対応などを実施している。
防災ママ@北杜	災害時に「どうすれば大切な命を守れるのか」を考え、防災に関するワークショップなどの開催、情報発信や周知活動、災害援助などを実施している。